

オキナワ移住地への学生派遣交流事業
委託業務企画提案公募要領

本公募は、令和8年度沖縄県予算成立を前提としたものであり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、沖縄県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

1 事業目的

県内で農業関係を学ぶ同世代の若者をボリビアのオキナワ移住地に派遣し、現地で移民の歴史学習、県系人交流を行なうほか、移住地で大規模農場を経営する同世代の若者から知見や技術を学び、今後現地と協力できること等を若者の視点で考え、県内で学生自らが幅広く情報発信することを目的とする。

2 委託業務の内容

- (1) 内 容：オキナワ移住地への学生派遣交流事業 業務委託仕様書を参照
- (2) 実 施 日：契約日～令和9年（2027年）3月31日
- (3) 契約方法：企画コンペにより委託業者を選定した上で随意契約を行う。

3 契約期間

契約日～令和9年（2027年）3月31日

4 事業予算額

13,386,000円（消費税込）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

5 応募資格

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

【地方自治法施行令第百六十七条の四】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及

び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (3) 法人税、県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (4) 国際交流業務に係る経験・ノウハウを有していること。
- (5) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人で、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。共同企業体で実施する場合には構成員のいずれかの法人が県内に本店又は支店を有していること。
- (6) 正・副2人以上の担当者を割り当て、英語又はスペイン語でコミュニケーションが取れる者を1名以上配置するなど十分な遂行体制がとれること。
- (7) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募すること。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者が応募資格(1)~(3)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが応募資格(4)から(6)の要件を満たす者であること。

6 応募方法

- (1) 以下の書類を6部作成し、令和8年3月31日までに持参又は郵送（必着/配達記録がわかる方法に限る）で提出すること。また、各書類はA4サイズとし、①~⑩の項目ごとにインデックスを付すこと。なお、押印が必要な書類は、原本は1部のみでよい。

- ①企画提案応募申請書：【様式1】
- ②会社概要表：【様式2】
- ③実績書：【様式3】
- ④積算書：【様式4】（積算詳細は別添可）
- ⑤企画提案書：様式任意
- ⑥スケジュール表：様式任意
- ⑦執行体制：様式任意
- ⑧誓約書：【様式5】
- ⑨共同企業体協定書（共同企業体で提案する場合）：様式任意
- ⑩提案者に関する資料

- ・定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
- ・直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
- ・直近3年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類
- ・履歴事項全部証明書

※共同企業体の場合「②会社概要表」「⑧誓約書」「⑩提案者に関する資料」は構成員毎に作成・提出すること。

7 選考方法

1次審査として書類審査（資格・内容審査）を行い、応募者の中から3社以内を選定する。

2次審査は県が設置する企画提案審査委員会においてプレゼンテーションを行い、委託契約候補者を決定する。なお、プレゼンテーションは事前に提出した応募書類のみを用いて説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。詳細は1次審査選考結果の通知の際に連絡する。

8 企画審査の内容

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

- (1) 適合性（事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること）
- (2) 実行性（確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること）
- (3) 具体性（提案された内容が具体的かつ効果的であること）
- (4) 妥当性（事業を遂行するにあたり妥当な積算であること）
- (5) 総合評価

9 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成にかかる経費は、応募者負担とする。
- (3) 今回の公募は委託契約候補者を選定するものであり、契約締結を保証するものではない。
- (4) 提出された企画提案書類一式は返却しない。
- (5) 質問等については、公平性を期し、メールによる質問（別紙様式6による）のみ受け付け、回答は県HPに掲載する。その際、質問者の会社・氏名等は公表しない。
- (6) 事業実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容の全ての実施を保証するものではない。
- (7) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課と受託業者で別途協議する。
- (8) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (9) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する必要がある。ただし沖縄県財務規則第101条第2項の各号（下記条文抜粋参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (10) 受託決定後、受託者が免税事業者である場合には免税事業者届出書を提出すること。

10 スケジュール（予定）

- (1) 公募開始 : 令和8年3月10日（火）
- (2) 企画提案書質問受付締切 : 令和8年3月19日（木）17:00 必着
- (3) 企画提案書質問回答 : 令和8年3月23日（月）県HPに回答掲載
- (4) 企画提案書提出期限 : 令和8年3月31日（火）17:00 必着
- (5) 一次審査結果通知 : 令和8年4月7日（火）
- (6) 企画審査（プレゼン） : 令和8年4月17日（金）※詳細内容は別に通知する
- (7) 優先交渉権者決定通知 : 令和8年4月24日（金）まで

【問い合わせ・書類提出先】

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁5階）

沖縄県文化観光スポーツ部 交流推進課 新里

T E L : 098-866-2479 E-mail: shnztos@pref.okinawa.lg.jp

〈沖縄県財務規則〉 ※「その他留意事項(9)」関連

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。